

平成30年 9 月21日

1. 出席議員

1番	大坪	久美子	14番	吉田	達志
2番	橋本	正敏	15番	寺尾	高良
3番	田中	栄一	16番	栗原	吉平
4番	堤	康幸	17番	樋口	良夫
5番	高橋	信広	18番	三角	真弓
6番	小川	栄一	19番	井本	政弘
7番	石橋	義博	20番	中島	富定
8番	伊井	渡	21番	森	茂生
9番	牛島	孝之	22番	栗山	徹雄
10番	萩尾	洋	23番	井上	賢治
11番	角田	恵一	24番	松崎	辰義
12番	服部	良一	25番	樋口	安癸次
13番	中島	信二	26番	川口	誠二

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	古賀	安博
事務局参事兼次長	秋山	勲
書記	坂本	裕美子
書記	中園	弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市長	中園	昌秀
副	市長	鎌田	久義
教	育長	橋本	吉史
総	務部長	石井	稔郎
企	画部長	井手	勇一
市	民部長	松尾	一秋
健	康福祉部長	坂井	明子
建	設経済部長	松延	久良
教	育部長	永溝	弘幸
総	務課長	野田	勝広
財	政課長	田中	和己
地	域振興課長	平	武文
環	境課長	原田	英雄
人	権・同和政策課長	山口	幸彦
子	育て支援課長	平島	英敏
健	康推進課長	橋爪	美栄子
林	業振興課長	若杉	信嘉
商	工・企業誘致課長	仁賀木	大助
文	化振興課長	持丸	末喜
会	計管理者兼会計課長	葉山	多恵子
黒	木支所長	井上	秀樹
立	花支所長	中島	強
上	陽支所長	井上	明
矢	部支所長	木田	博徳
星	野支所長	江頭	弘之

議事日程第6号

平成30年9月21日（金） 開議 午前10時

日 程

- 第1 委員長報告
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決
- 第2 議案上程・説明
- 第3 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決
- 第4 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第5 花宗用水組合議会議員の補欠選挙

本日の会議に付した事件

- 第1 委員長報告
 - 議案第74号 平成30年度八女市一般会計補正予算（第3号）
 - 認定第1号 平成29年度八女市各会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 平成29年度八女市水道事業会計決算認定について
- 第2 議案上程・説明
 - 議案第76号 公平委員会委員の選任について
- 第3 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決
- 第4 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第5 花宗用水組合議会議員の補欠選挙

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。9月議会定例会も本日が最終日となりました。最後まで議員各位に

おかれましては御協力をよろしくお願いいたします。

お知らせをいたします。お手元に議案、提案理由書、委員長報告書、人権擁護委員候補者推薦資料及び花宗用水組合議会議員選挙資料を配付いたしておりますので、御了承願います。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定によりお手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

日程第1 委員長報告

○議長（川口誠二君）

日程第1. 委員長報告を行います。

本定例会において、予算審査特別委員会に付託をされました議案第74号 平成30年度八女市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（大坪久美子君）

皆様おはようございます。予算審査特別委員会に付託されました議案第74号 平成30年度八女市一般会計補正予算（第3号）の審査の結果及びその概要について御報告いたします。

本特別委員会は2回の全体会を開催し、各分科会委員長報告を受け採決した結果、議案第74号を全員賛成で原案可決したことを、まず御報告いたします。

以下、各分科会から報告を受けた主な点を申し上げます。

まず、総務文教分科会でございます。

黒木中学校屋内運動場長寿命化改修工事は、平成29年度から平成30年度への繰り越し事業であり、当初、長寿命化改良事業、アスベスト対策事業、エレベーター設置事業の3事業について国庫補助金を申請していたがエレベーター設置事業が不採択となっていたため、エレベーター設置事業を全体工事から分割して、改めて平成30年度の国庫補助事業として進めるため、今回の補正予算に計上しているとの報告がございました。

自治公民館建設事業費補助金について、昨年度、補助要綱の見直しを行い、本年度より面積要件をなくすと同時に修繕やバリアフリー工事にも対応する補助要綱に改正した。ことし6月に自治公民館の新築・修繕等の計画について調査し、雨漏りにより緊急に修繕を要する2件の自治公民館改修に係る補助金を計上している。実施箇所は、立花地区北山4区行政区井手口公民館の瓦がえ等の一部改修工事と、上陽地区久木原行政区半沢公民館の天井張りかえ、玄関雨漏り修理工事であることの報告がございました。

次に、厚生分科会でございます。

寄附金について、寄附された方から用途についての要望はあったのかとの質問に対して、

子育て支援充実のためという要望だけで詳細についてはあっていないこと。

ひまわり園の車両を購入する理由について、ひまわり園専用の車両がなかったため、職員が支援等のために外部に出る場合は、市役所本庁より車両を借用する必要があった。業務には緊急な場合等もあり、ひまわり園専用の車両が必要であるため、予算計上をしたこと。

子育て世代包括支援システム構築後は、対象者以外でもホームページ等で情報を閲覧できるのかとの質問に、内容には個人情報が含まれるため、対象者以外の閲覧等を行わないこと。

財源については、国と県より補助基準額（上限4,000千円）の各3分の1が補助されることの報告がございました。

次に、建設経済分科会でございます。

農林災害復旧費の追加補正で、災害の規模や金額が大きなものの詳細説明では、農地・農業施設災害についての被害報告は合計で71カ所である。農地の主な災害は、水田の畦畔崩壊や茶畑ののり面崩壊で、農業用施設については、黒木町木屋地内にある一ノ渡瀬堰頭首工の堰本体及び農業用水路の崩壊などが主な災害箇所、総被害額は195,000千円を見込んでいる。

林道災害については、工事費で125,000千円を計上している。被害が大きいものとしては、星野村の吉城線における路肩崩壊及びのり面崩壊であるとの報告がございました。

土木災害復旧費の追加補正の詳細説明では、河川及び道路の災害が、合計48カ所となっている。被害が大きいものとしては、立花支所管内の一級市道遠久谷鹿子生線ののり面崩壊や、黒木支所管内のその他市道剣持森檜線の路肩被災がある。

また、災害が起こりそうな危険箇所については、維持工事において予算を計上し、毎年、維持修繕工事等で対応している。今回のような豪雨に伴う災害に対しては、崩土撤去等の緊急性のあるものは当初予算に計上している委託料及び災害応急工事費で対応している。その後に関しては調査を行い、工業土木施設災害復旧事業として国に申請し、国費を使いながら復旧事業を行うとの報告がございました。

以上が各分科会から本特別委員会に報告を受けた主な内容でございます。議会におかれましてもよろしくお願い申し上げます。委員長報告といたします。

○議長（川口誠二君）

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 平成29年度八女市各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成29年度八女市水道事業会計決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

本案につきまして、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（大坪久美子君）

決算審査特別委員会の審査結果について御報告いたします。

議長と議会選出監査委員を除く24名で構成された本特別委員会の全体会を9月6日と19日に開催いたしました。

各分科会での審査に当たりましては、関係資料に基づき事業内容の説明を受け、議会が当初決議した趣旨と目的に沿った予算が適正かつ効率的に執行されたのか、また、どのような行政効果が発揮できたかなどその費用対効果を検証し、次年度以降の予算編成に反映されるよう審査を行い全体会でまとめてまいりました。

まず、認定第1号 平成29年度八女市各会計歳入歳出決算認定についてのうち、一般会計から申し上げます。

総務文教分科会から3点の報告を受けております。

1点目は、福岡の森八女の木販路拡大業務についての質問に対して、平成28年度から進めている八女の森とまちによる循環型のまちづくり事業の1事業であり、委託している業者から携わられている3名分の人件費が含まれている。事業内容は3点あり、まず、連携体制づくりでは、福岡八女森林組合、八女木材協同組合、八女福島町並み保存会、八女市及びコンサル業者でプロジェクトチームをつくり事業を進めていること。次に、販路開拓・商品販売づくりでは、工務店、ホームセンターへの販路拡大の営業を業者が実施していること。さらに、事業のPRに向けたコンテンツづくりでは、山から木を切り出すシーンや加工して家が建てられていくという内容のプロモーションビデオを作成したことの報告がございました。

2点目は、福岡の森八女の木拠点施設整備についての質問に対して、この事業は、全体構図で5カ年の大きなプロジェクトであり、最終的に地域商社の設立を目指し、全国展開して

おられるコンサルタントや知名度の高い新進気鋭のデザイナーに施設の設計を委託したものである。

財源について、拠点施設設計業務委託料及び拠点施設整備工事費は、地方創生拠点整備交付金（50%）を活用し、また、残りの財源である一般補助施設整備等事業債については、充当率100%の交付税措置の対象のため、一般財源からの支出はないことの報告がございました。

3点目は、いじめ問題対策連絡協議会についての質問に対し、いじめ防止対策推進法第14条をもとに設置しているもので、構成委員は15名である。この協議会ではいじめ防止等に関係する機関及び団体の連携の推進を目的として、必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図っている。いじめ問題の実態把握や市内の学校の取り組みについて協議・情報交換、児童生徒・保護者・教職員に対する啓発事業、その他必要な事項に関して、年に2回の協議を行っているとの報告がございました。

厚生分科会から指摘事項として4点の報告を受けております。

1点目は、循環型社会の形成を推進する中で、八女市環境基本計画にも示されているとおり、廃プラスチックの分別及び生ごみの堆肥化を調査研究し、早期に実施いただきたい。なお、廃プラスチックについては、世界的には脱プラスチックの流れにあるが、日本の方向性が見えない現段階ではダイオキシン及び温室効果ガスの抑制という環境対策の観点で費用対効果も十分考慮し、分別仕分けの研究決定をお願いする。

2点目は、健康寿命の延伸を目指し、平成28年5月15日、スポーツ・健康づくり都市宣言を発信したことは大変意義のある、かつ重い事件と受けとめている。平成30年度から毎年スポーツ・健康づくりフェスタの実施を決定したことは、市民一人一人が健康に対する意識を高める契機になったと評価するが、健康推進と医療費削減の観点では、より積極的に健康診査を受ける環境づくりが大きな課題であり、健康診査受診向上率のためのあらゆる手段を実行いただきたい。あわせて、市民ひとり1スポーツを目指すために、関係部署間の連携を強化し、スポーツを通じた健康づくりが広がるよう取り組んでいただきたい。

3点目は、マイナンバーカードは、大多数の市民が必要を感じていないため、申請件数はわずかである。いずれは必需カードになるという前提のもと、本市としての具体的な方向性を打ち出していきたい。

4点目は、子育て支援総合施設においては、医師や臨床心理士等の専門職を配置し、保護者等からの相談に対し、専門的な対応ができる施設にしていきたい。

以上、4点の報告がございました。

建設経済分科会から1点の報告を受けております。

ため池耐震調査計画業務委託料について業務の詳細説明をとの質問に対して、農林水産省

及び県の通知により、平成25年度より市内94カ所の農業用ため池の一斉点検を行っている。その中で、不安定な箇所で大崩壊した場合、多大な被害が想定されるため池が5カ所あることが判明した。これに伴い、平成28年度より国庫補助事業による農村地域防災減災事業が新設されたことから、平成28年度、29年度に耐震調査計画業務を実施したところである。

耐震調査の結果については、ため池堤体部の安全率が一定基準を満たさないため池が5カ所のうち4カ所となり、ため池管理者との調整を行い、国、県との事業調整を進めているところである。なお、4カ所のうち1カ所については平成30年度、農村地域防災減災事業により耐震調査結果に基づく対策工事のための測量設計業務委託を県営事業により実施、ほかの3カ所についても同様の事業の調整を進めているところであるとの報告がございました。

特別会計につきましては、今回、指摘事項等はございません。

なお、討論におきまして、市税について差し押さえの現状に納得できない、福岡の森八女の木拠点施設の耐震に疑問があり、対策をとるべき、同和関係就園就学等援助金の支給に納得できない、子ども医療対策事業・やめっこ夢祝金支給事業、入学祝金事業に所得制限を設けるべき、職員の人件費についての反対討論が2件ございました。

採決の結果、認定第1号につきましては、賛成多数で認めることに決しました。

続きまして、認定第2号 平成29年度八女市水道事業会計決算認定についてでございますが、今回、指摘、要望事項はございません。

なお、討論におきまして、職員の人件費についての反対討論が1件ございました。

採決の結果、認定第2号につきましては、賛成多数で認めることに決しました。

以上が認定第1号、認定第2号の審査結果でございます。議会におかれましてもよろしくお願ひ申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（川口誠二君）

委員長の報告は終わりました。

まず、認定第1号の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

質疑を終結し、討論を行います。

○21番（森 茂生君）

認定第1号 平成29年度八女市各会計歳入歳出決算認定について反対の立場で討論を行います。もちろん全てに反対するものではありません。

第1番目に、歳入の1款市税についてであります。市税滞納額は多いときは10億円程度ありましたがけれども、29年度決算においては630,000千円程度に減少しております。担当職員

の皆さんの努力の成果だと評価するものであります。しかし、その反面として差し押さえ件数が過去最高の640件となっております。国会において国税庁次長が国税徴収法第153条において、生活を著しく窮迫するおそれがあるときは滞納処分の執行を停止することができると説明し、その具体的な基準として一月ごとに納税者本人につき100千円、また、生計を一にする親族があるときは、これらのもの1人につき45千円を追加すると答弁しております。

これらの答弁内容を徹底するための通知が最近、県より八女市にも来ておりますけれども、これらの額は差し押さえることができないと明確に書いてあります。八女市の場合、差し押さえ640件のうち377件が預貯金の差し押さえであります。差し押さえができないとされる100千円未満の差し押さえがこのうち162件もあります。ここで言う100千円というのはあくまでひとり世帯の場合の金額です。2人世帯、3人世帯となれば差し押さえができない額が45千円ずつ高くなります。

これらのことを総合的に勘案しますと、国税徴収法並びに地方税法の生活を著しく窮迫するおそれがある違法な差し押さえが相当行われていると疑わざるを得ません。執行部は複数の金融機関に預貯金があり、それを合計すれば100千円以上になる、あるいは差し押さえる前には100千円以上残額があったなどと言っておられますけれども、私はその可能性を否定はしませんけれども、差し押さえ調書などの資料を請求しても個人情報と称して開示してもらえませんので、私としてはこれ以上調べる手だてがありません。執行部の納得できる説明を求めるものであります。

2番目に、2款1項3目一般管理費の中で職員厚生事業費補助金11,838千円支出されております。全額が市職員互助会への補助金で、この互助会へ加入できるのは正規職員と再任用職員という説明です。だとすれば、非正規職員は蚊帳の外で福利厚生の恩恵を全く受けないこととなります。一昔前ならともかくとして、非正規職員が4割近くなり非正規職員なしでは市の行政は成り立たなくなった今日、抜本的な見直しをすべきではないでしょうか。

3番目に、8款4項4目に旧八女郡役所跡の建物の一角に整備する福岡の森八女の木拠点施設として工事費が10,810千円支出されております。これまでの経過並びに今後の運営に対し疑問が残りますし、施設の耐震に対しても非常に心配しているところであります。

4番目に、10款1項2目の扶助費において、同和関係就園就学援助金1,171千円、4項8目人権同和教育費では同和地区教育活動補助金2,355千円、あるいはそのほかにも多額の同和関係予算が支出されております。同和の特別扱いは直ちにやめるべきではないでしょうか。

以上の理由により、認定第1号に反対するものでございます。

以上です。

○8番（伊井 渡君）

認定第1号に関しまして反対の立場で討論をいたします。

もちろん全てに反対をするというわけではございませんが、私は平成29年度八女市一般会計予算におきまして、まず1つ目としまして、合併算定替えがなくなっていくなど財政事情が非常に厳しくなっていく、また、国民健康保険制度自体、一般会計から繰り入れをせねばならないなど、大変厳しい状況に陥っている中においては、子ども医療対策事業、それから、やめっこ夢祝金支給事業、それから、入学祝金事業等においては、貧困世帯、あるいは所得の少ない世帯、そういった世帯の乳幼児の子どもに限って適用するのが当然ではないかという事で反対をしておりました。

また、職員の給与年収、それから、福利厚生費を含めましたところの年間人件費に関しましても、人事院勧告、それから、総務省の新地方行政改革指針、そして、地方公務員法第24条、こういった法律的な観点からしましても、市内給与所得者水準が適正であるのに、実際には市内の給与所得者の平均年収約3,600千円、同年間人件費約4,400千円、そして、職員の平均年収約6,300千円、同年間人件費約8,700千円と、市内の給与所得者に比べ2倍近くも高くなっているという事で反対をしておりました。決算書を見る限りそういったことが全く考慮をされておられませんし、何ら改正が行われておりませんという事で、私としましては認定ができません。

以上、簡単ではございますが、反対討論といたします。

○9番（牛島孝之君）

決算について指摘いたします。

まず、先ほど同僚議員が言われました福岡の森八女の木拠点施設整備工事ということで、確かに報告においては全て一般財源からの支出はないと報告を受けましたけれども、現実におきまして建物を総務文教常任委員会で見に行きましたけれども、その一部を八女市が借りると、土地は八女市のものであると、土地代については幾らかということで御質問しましたところ、どうも間違った数字を言われたようです。確かに家賃についても毎月60千円と、確かに一般財源は出していないけれども、その金によって改良された。それは持ち物としてはNPO法人がお持ちです。そこに八女市が毎月毎月60千円という家賃を払っていくと、当然土地は八女市ですので、固定資産税相当を地代としてもらうということですが、どうも委員会で答えられた数字が聞くところによると間違っていた模様であります。このことが果たして市民が納得できるのかということもありますので、ぜひそういうことをちゃんとした数字を委員会においても出していただきたいし、後で結構ですけれども、訂正できるものは訂正していただきたい。

確かに有名なデザイン建築士ということで6,000千円という高額のコストが払ってあります。今後どのようになるかわかりませんが、決算で出した以上、何かの八女市に対するその方の動き、確かに横浜に拠点がある、当然東京にも近いだろうと、そこらでいろいろなプ

ロデュースはされるかもしれませんが、その結果が今のところ見えていないと思いますので、この決算については反対をいたします。

以上です。

○議長（川口誠二君）

討論を終結します。

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告はこれを認定することであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長の報告はこれを認定することであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第2 議案上程・説明

○議長（川口誠二君）

日程第2. 議案の上程を行います。

市長より議案1件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、議案第76号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。いよいよ9月議会最終日を迎えまして、ただいま決算等審議の結果を御了承いただきました。皆様方の御理解と御協力に心から感謝を申し上げたいと思っております。

早速、議題に入らせていただきます。議題は平成30年第4回八女市議会定例会において、報告7件、議案7件、認定2件を御承認いただき改めてお礼を申し上げたいと思います。今定例会にさらに1件を追加提案いたします。ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

議案第76号 公平委員会委員選任について御説明申し上げます。

本案は、公平委員会委員の浅田秀敏氏が、本年10月8日をもって任期満了となりますので、後任の委員として大津山篤氏を選任することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

御承知のとおり公平委員会は、3人の委員をもって組織され、任期は4年であります。主な職務は職員の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する措置要求などを審査判定する重要な職であります。

したがって、選任の要件といたしましては、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し、識見を有する者と定められております。

大津山氏は、昭和49年3月に福岡大学を卒業後、同年10月に八女市役所に採用された後、学校教育課長、生涯学習課長などの要職を歴任され、人事課長を最後に平成23年3月退職されております。また、平成25年4月から平成29年3月まで行政相談員としても御活躍をされました。

大津山氏は人格、識見ともにすぐれ、公平委員として適任であると存じます。議会におかれましても十分御審議をいただき、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。議会におかれましては十分御審議いただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく願いします。

○議長（川口誠二君）

市長の説明は終わりました

以上で議案の上程を終わります

日程第3 議案審議

○議長（川口誠二君）

日程第3. 議案審議を行います。

議案第76号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第76号は原案のとおり同意することに決しました。

日程第4 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（川口誠二君）

日程第4. 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市長より樋口京子氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求められるものであります。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結します。

お諮りいたします。樋口京子氏を人権擁護委員候補者として認め、その旨を市長に通知したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、樋口京子氏を人権擁護委員候補者として認め、その旨を市長に通知することに決しました。

日程第5 花宗用水組合議会議員の補欠選挙

○議長（川口誠二君）

日程第5. 花宗用水組合議会議員の補欠選挙を行います。

花宗用水組合議会議員でありました馬場護氏が辞任されたことにより、組合規約第5条の規定に基づき補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

花宗用水組合議会議員に牛島有一氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました牛島有一氏を花宗用水組合議会議員補欠選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、牛島有一氏が花宗用水組合議会議員に当選されました。

ただいま花宗用水組合議会議員に当選をされました牛島有一氏につきましては、会議規則第31条第2項の規定により後ほど当選告知をいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成30年第4回八女市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 川 口 誠 二

八女市議会議員 伊 井 渡

八女市議会議員 井 本 政 弘